

令和6年4月1日より探偵業法等の一部が改正されます！

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和5年法律第63号。以下「改正法」という。)の施行に伴い、令和6年4月1日より探偵業の業務の適正化に関する法律(以下「探偵業法」という。)や探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則(以下「探偵業法施行規則」という。)が一部改正され、下記項目が変更となります(詳細は改正法及び質屋営業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第6号)をご確認下さい。)

改正① 探偵業届出証明書の廃止

- ・ 探偵業届出証明書が廃止されます。
- ・ 探偵業届出証明書が廃止されることに伴い、「探偵業開始届出」「探偵業変更届出」にかかる手数料が不要になります。

改正② 標識の掲示義務等

- ・ 探偵業開始の届出をしたことを示す標識を営業所の見やすい場所に掲示しなければなりません。
- ・ 標識をウェブサイトに掲示しなければなりません(除外される場合を除く。)
除外される場合
・ 常時使用する従業者の数が5名以下である場合
・ 当該探偵業者がウェブサイトを有していない場合

留意事項

○探偵業届出証明書について

改正後、交付している探偵業届出証明書は回収しませんので各自で処分をお願いします。

○標識について

探偵業者が自ら作成する必要があります。
標識の様式は、探偵業法施行規則別記様式第4号で規定されます(右表参照)。改正後、奈良県警察のウェブサイトにも様式(Word)を掲載いたしますので活用してください。

○ウェブサイトの標識の掲載方法について

一般的な方法として下記の例が挙げられます。

- ① ホームページのトップページに標識を縮尺表示したものを表示する方法
- ② 「標識はこちら」等と表示してPDF等に変換した標識データを表示させる方法

○届出書の様式の変更について

「探偵業届出証明書の番号」が「法第4条第1項の届出書の受理番号」に変更されます。なお、当分の間、改正前の様式を訂正して使用することができます。

標識の様式

別記様式第4号(第5条関係)

探偵業者	
届出書を提出した 公安委員会	公安委員会
届出書の受理番号	第 号
届出書を提出した年月日	年 月 日
商号、名称又は氏名	
営業所の名称	
営業所の所在地	
営業所の種別	
広告又は宣伝をする 場合に使用する名称	

記載要領 1 本様式中届出書とは法第4条第1項の届出書をいう。
2 営業所の所在地欄には、当該営業所が入居する建物の名称及び当該営業所の建物内の位置についても記載すること。

備考 1 文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。
2 標識を営業所に掲示する場合には、用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

【問い合わせ先】

- ・ 営業所を管轄する警察署生活安全課
- ・ 奈良県警察本部生活安全部
生活安全企画課許認可審査室営業係
TEL: 0742-23-0110(内線: 3043・3044)

